

## 令和8年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年3月3日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 森澤 文王	8番 村田 桂子	9番 榎本 真弓
10番 今井 清	11番 村松 浩喜	12番 今井 英昭

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 竹重和明	町民課長 荻原義行	企画課長 市川 偉
教育次長 羽場厚子	建設環境課長 羽場雅敏	
産業振興課長 篠原英男	会計管理者 櫻井千佳	
庶務係長 市川 理	農業委員会長 岩下博美	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田口 仁	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

4番 今井 健児

5番 芝間 教男

散会 午後3時43分

(午前10時00分 開会)

**議長（今井英昭君）** おはようございます。ただいまから令和8年第1回立科町議会定例会を開会します。

現在までの出席議員は12名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

企画課から写真撮影、また報道機関から写真、ビデオ撮影等の申込みがあり、今会期中、これを許可してありますのでご承知願います。

なお、本会議の一部についてはケーブルテレビで生中継も行いますので、ご承知ください。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた説明員は、理事者及び農業委員会会長です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（今井英昭君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、4番議員、今井健児議員、5番議員、芝間教男議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

**議長（今井英昭君）** 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、今井健児議会運営委員長より報告願います。今井健児議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

**4番（今井健児君）** おはようございます。議会運営委員長の今井健児です。会期の検討結果についてご報告いたします。

会期につきましては、2月17日、議会運営委員会を開催し、令和8年第1回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は本日3月3日から3月18日までの16日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

**議長（今井英昭君）** お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間と決定し、お手元に配付しました会期日程表のとおりとします。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（今井英昭君） 日程第3 町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。本日ここに、令和8年第1回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年は年明け以降、厳しい冬の寒さが続き、スキー場では適期の降雪等もあり、週末を中心に多くのスキーヤーが訪れ、賑わいを見せておりました。2月中旬以降は一転して春を思わせる暖かな日が続いておりますが、スキー場にとっても春先の用水確保の観点からも、再度の寒気到来による降雪を期待をしているところであります。

さて、まず初めに、2月22日に閉幕した冬季オリンピック、ミラノ・コルティナ大会について触れさせていただきます。

17日間に及ぶ冬の祭典は、連日のように日本選手団の活躍が報じられ、特にフィギュアスケートペアの三浦・木原組、愛称りくりゅうのショートプログラム5位から奇跡の大逆転で金メダルを獲得したフリーの演技は、多くの人たちに感動を与えたことでしょう。今大会の日本選手団は金5、銀7、銅12の計24個の冬季大会最多となるメダルを獲得しました。国の競技力向上への取組が実を結んでいると感じた次第であります。

国政に目を向けますと、高市総理は2月20日の施政方針演説で、衆議院選の圧勝を踏まえ政策の在り方を根本的に転換し、その本丸にある、責任ある積極財政を据え、経済成長の実現に向けて官民協同で投資を促進すると訴えられました。2年に限って飲食料品の消費税ゼロの検討を加速する、消費税減税は、中低所得者に税控除と給付を実施する給付付税額控除導入までの負担軽減策と位置づけました。赤字国債に頼らない財源の在り方などについては、超党派の国民会議を設け、検討を加速し、夏前には中間取りまとめを行い、関連本案の早期提出を目指すとして述べられました。

長野県では2月5日に2026年度の一般会計当初予算案を受けて、県内では人口減少のひずみが公共交通や医療、農業といった様々な分野で現れている。26年度予算は広域的な連携や効率化、担い手確保支援を重点に予算編成した。新規事業のうち公共交通では、市町村をまたぐ広域路線バスを運行する信州型広域バス路線支援制度を創設。医療では、病院の役割分担や医師配置の最適化を図る。産業政策では、スタートアップ、いわゆる新興企業支援の充実。農業関係では長野県食肉公社の食肉処理施設の閉鎖に備えた畜産業支援などが示されました。町では、国の経済対策や県が示す各種支援事業を注視しながら、町にとって必要な支援事業の活用を図ってまいります。

さて、2期目最後となる8年度の予算編成に当たっては、7年度に掲げた3つの重点指針を継続し、さらなる子育て支援の充実や移住定住促進、教育環境と高齢者福祉

の充実、索道施設整備や魅力ある観光地の構築、農業の持続的発展など、人口減少抑制に資する施策を引き続き実施してまいります。

また8年度では、未来志向のまちづくり実現に向けて、人口減少、少子高齢化が進む中、持続可能で合理的な施設利用と町民ニーズの多様化に対応するため、建物の老朽化が進む中央公民館とその周辺施設の複合化による再整備を図り、全世代が気楽に集い、語らい、催しが開ける夢のある施設として整備するため、基本方針に沿った基本設計業務等の委託事業を予算化。また、住んでみたい、訪れてみたい町を目指した取組としては、権現山運動公園の風の子広場の遊具等を更新するための設計業務委託や教員住宅を移住促進に活用するお試し体験住宅の施設整備を予算化しました。安心安全な暮らし実現では、温井配水池の敷地造成に係る負担金を予算化し、上水道の水の安定維持に努めてまいります。そのほか小中学校のタブレット更新事業やペーパーレス会議システム導入の費用等も予算化いたしました。

8年度以降も、スキー場の整備、更新事業をはじめ、公共施設の大規模整備等も順次進めていくためには、限られた財源の中で選択と集中により事業の重点化を徹底し、様々な視点から町の魅力ある資源を最大限に活用するとともに、有利な起債事業がないか、常に情報収集しながら、財源確保に努めてまいります。なお、将来にわたり過度な財政負担とならないよう、中長期的な財政試算を行い、健全財政維持に努めてまいります。

昨年来より、日本各地で林野火災や住宅火災が多発しており、生命、財産が奪われています。当町でも、本年既に4件の火災が発生し、うち1件の住宅火災では1名の方が亡くなりました。降雨が少なく乾燥した状態が続いていたとはいえ、異常ともいえる事態であります。近年、地震や台風、集中豪雨などの自然災害が日本各地で起こっています。改めて実効性ある地球温暖化対策を加速させる必要性を強く感じた時代であります。今後とも、安心安全なまちづくり実現に向けて邁進してまいりますので、町民皆様のご理解、ご協力を切にお願いを申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

続いて、令和7年12月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げます、その他につきましてはお手元に配付をさせていただきましたのでご覧ください。

12月27日、消防団年末警戒に併せ特例巡視を行い、各分団の警戒状況を確認いたしました。

令和8年1月7日には、立科町新春賀詞交換会を開催し、議会議長、各種団体等の代表の皆様から新年の挨拶をいただきました。

1月8日から9日まで、全国町村会館に出向き、長野県町村長会議に出席し、県内58町村長との意見交換を行いました。

1月11日、消防出初式において訓辞を申し上げ、長年消防活動にご尽力をいただい

た退団者の皆様に感謝状を贈呈しました。

1月13日には、令和8年第1回議会臨時会を招集し、令和7年度一般会計補正予算（第8号）について議決を賜りました。

また、2月10日に、第2回議会臨時会を招集し、立科町移住定住促進住宅設置及び管理条例の制定、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した令和7年度立科町一般会計補正予算（第10号）のほか1件をお認めいただきました。

2月13日には、長野県町村会第42回定期総会に出席し、令和8年度事業計画及び予算の審議などを行いました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に提出しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例16件、補正予算8件、当初予算8件、その他議決案件2件であります。

初めに、令和8年度当初予算について申し上げます。

まず、一般会計については、重点指針に基づく主な事業として、1、住んでみたい、生み育てたいと思えるまちづくりでは、引き続き、居住環境のさらなる充実など移住定住の促進を図るとともに、妊娠、出産から子育てに至る切れ目のない支援を進めます。新規事業として、権現山運動公園風の子広場の遊具等の更新に向けた測量及び設計業務委託料、小中学校のタブレット更新事業、中学校のプール塗装工事費、使われていない教員住宅を移住促進に活用するお試し体験住宅の施設整備などを計上いたしました。

2、安心・安全で暮らしやすいまちづくりでは、中央公民館等周辺施設の整備事業として、基本方針に沿った基本設計業務等委託料、DXの推進としてペーパーレス会議システム導入、関係事務系無線LANの環境整備を事業費に計上いたしました。また、計画的なインフラ整備、更新として、温井配水池敷地造成に係る負担金を計上し、道路等の自然災害防止対策も継続事業として実施していくこととしております。

3、地域資源を生かしたまちづくりでは、索道事業特別会計で、引き続きスキー場の大規模改修事業や施設の整備、更新を行い、魅力ある観光地の構築等を進めるため、新規事業として、女神湖畔遊歩道整備事業、蓼科園地に遊具設置の事業費等を計上し、持続可能な農業振興や、森林資源の整備と利活用にも関係経費を計上しております。

令和8年度一般会計の予算の総額は、前年度比0.4%、2,000万円の増額となる55億6,000万円となり、当初予算額としては過去最大の規模となりました。

次に、特別会計、企業会計についてであります。これらの会計はそれぞれ目的を持った会計であり、その目的の達成に向け、必要な予算について計上いたしました。

次に、条例等の案件について申し上げます。

議案第4号及び議案第5号は、子ども・子育て支援法等の改正により、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設され、この事業の基準を定めた2つ

の条例を制定するものです。

議案第6号及び議案第7号は、国の運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するものです。

議案第8号は、自治体情報システムの標準化への移行に伴い、いわゆる番号法の独自利用を行う義務等として、条例に定める必要があることから、改正をするものです。

議案第9号及び議案第10号は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴い、改正をするものです。

議案第11号は、長野県人事委員会勧告による配偶者の扶養手当の見直しに伴い、寒冷地手当について、所要の改正を行うものです。

議案第12号は、一般職、特別職及び議会議員等の旅費を国・県の基準により見直しを行い、関係する条例を改正するものです。

議案第13号は、地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、条ずれが生じたため条例を改正するものです。

議案第37号は、消防団員等に係る損害補償の額の算定基礎となる補償基準額等の改正を行うものです。

議案第14号は、権現の湯の使用料の上限金額公式及び指定管理者制度が可能となるよう所要の改正を行うものです。

議案第15号は、マイナンバーカードの利用促進と利便性向上を図るため、コンビニでの証明書交付サービスの手数料を引き下げるものです。

議案第16号は、電気通信事業法の改正に伴い、条例ずれが生じたため、条例を改正するものです。

議案第17号は、分館の建替えに伴い、立科町公民館設置及び管理に関する条例の改正を行うものです。

議案第18号は、児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第19号は、蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、議案第20号は、立科町過疎地域持続的発展計画の策定について、議決をお願いするものであります。

続きまして、補正予算案件を申し上げます。

議案第21号から議案第28号までは、令和7年度各会計の補正予算となりますが、事業費確定見込み及び事業進捗に伴う補正が主なものとなっております。

議案第29号から議案第36号までは、令和8年度各会計の当初予算ですが、前段で申し上げましたとおりでございます。

なお、人事案件であります、人権擁護委員の推薦に伴う諮問、固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、最終日に提出を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

提案いたします案件につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げますの

で、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎日程第4 議会諸報告

**議長（今井英昭君）** 日程第4 議会諸報告を行います。

議長また各常任委員会としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました諸般の報告をもって報告とします。

次に、令和7年第2回定例会において決議により設置しました議会改革特別委員会のこれまでの調査研究の経過について、村松浩喜議会改革特別委員長より自席で報告願います。

**11番（村松浩喜君）** 11番議会改革特別委員会委員長の村松です。議会改革特別委員会の報告をいたします。

当委員会では、令和7年6月24日に第1回の会議を開催して以来、令和8年2月24日の第9回まで会議を重ねました。

主な協議内容は、適正な議員定数と議員報酬、政務活動費について、議会による提案力の向上について、議員活動や広報広聴機能を充実させることについて、行政主催の委員会、検討会などへの議員出席の必要性について、常任委員会の代表質問について、議会ICT導入について、議会基本条例について、予算特別委員会の常設について、本会議における質疑の通告制についてなどです。

議員定数についての各議員の意見は、現状維持の定数12が9名、定数11が1名、定数10が2名でした。

議員報酬については現状でよいは4名、少ないは8名ですが、いずれも結論には至っておりません。

ここまで申しあげましたように、当委員会における協議事項は多岐にわたり、結論が出ないまま協議を継続しているものも多いですが、取組の成果が既に形になって現れたものもあります。

昨年12月3日には、予算編成や政策形成に向けての要望書を町長へ提出いたしました。令和8年度当初予算に、議会へタブレット端末を導入する予算が計上されたのも当委員会でもとめた要望の成果ではないでしょうか。また形にこそ現れないものの、当委員会での協議を通じて議員全員の意識を高め、議員として果たすべき役割を見つめ直すことができていると自負しております。

当委員会では、今月以降も原則として毎月1回の会議を開催し、現在の議員任期中には数々の懸案事項に道筋をつけるべく、議会全体で取り組んでまいります。

以上で、議会改革特別委員会からの報告を終わります。

**議長（今井英昭君）** これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第4号～日程第8 議案第7号

**議長（今井英昭君）** 日程第5 議案第4号 立科町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を求める条例制定についてから、日程第8 議案第7号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場教育次長、登壇の上、願います。

〈教育次長 羽場 厚子君 登壇〉

**教育次長（羽場厚子君）** 議案第4号 立科町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

1ページをご覧ください。

この条例は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の改正により、新たに乳児等通園支援事業として位置づけられました、いわゆるこども誰でも通園制度について、内閣府令で示された乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準により制定するものです。

この、こども誰でも通園制度は、令和8年度から全国の自治体で本格実施することになっております。こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とし、保護者の就労条件を問わず、保育所等に通園していないゼロ歳6か月から満3歳未満の乳幼児に対して、保育所や認定こども園等において、月一定時間までの利用可能枠の中で、誰でも利用できるという制度です。この、こども誰でも通園制度の制度化に伴い、町でも新たに条例を制定する必要があることから提案を行うものです。

それでは条文をご覧いただきたいと思えます。

第1条から第5条は、条例の趣旨、目的、一般原則等を定めております。

第6条、第7条は、災害時の対応、安全計画について定めております。

第8条では、乳幼児の移動に自動車を運行する場合の所在確認等についての定めです。

第9条から第12条は、職員の一般的な要件、知識及び技能の向上を定め、また第13条では虐待等の禁止を定めております。

第14条、第15条は、衛生管理、食事について、第16条、第17条は、内部規定や帳簿の整理について、第18条、第19条は、守秘義務、苦情対応等について定めております。

第20条では、事業の区分を定めておりますが、利用児童が定員に満たない場合に、

定員の範囲内で受け入れる場合を余裕活用型乳児等通園支援事業と言い、それ以外は一般型乳児等通園支援事業と言うことにしております。

第21条から第25条では、一般型の事業所に必要な施設の基準、職員の配置等について定めております。

第26条では、余裕活用型の事業所も一般型の規定を準用することとしております。

第27条は、書面で行うことが規定されているものについて電磁的記録により行うことができるというものです。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議案第5号 立科町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

次ページをご覧ください。

この条例も、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の改正により位置づけられました、こども誰でも通園制度に基づき、運営に関する基準を制定するものです。

先ほど立科町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明申し上げましたが、この条例は、主にこども誰でも通園制度を実施する事業者の運営基準について内閣府令で定める基準に従い定めております。ここで言う特定乳児とは、こども誰でも通園制度を利用することができる乳児等支援給付認定を受けた乳幼児のことを言います。この認定を受けると、利用施設において支給給付という通園支援を受けることができます。

それでは条文をご覧くださいと思います。

第1条、第2条は、条例の趣旨、一般原則等を定めております。

第3条は、利用定員、利用時間、利用日数等を定めることとしております。

第4条では、利用者の養育環境を把握するため面談を行うこととしております。

第5条では、正当な理由がなければ利用申込みを拒否できないこととしており、第6条から第11条は、利用申込みを受けた場合の対応や援助について規定しております。

第12条から第14条は、通園支援に要した費用の一部を保護者から受け取れることや、その取扱いについて定めております。

第15条では、事業者は通園支援の自己評価を行い、外部の評価を受け、結果を公表することとしております。

第16条では、子ども及び保護者の養育状況等の把握に努め、助言や援助を行うこととしております。

第17条は、緊急時等の対応、第18条では、不正受給事案の報告、第19条から第22条は、運営方針支援内容、職員、費用、利用定員等について定めること、職員研修や運営規定の掲示等について定めております。

第23条、第24条では、子どもの国籍、身上、社会的身分等による差別的扱いの禁止、虐待等の禁止を定めております。

第25条では、守秘義務、第26条では、保護者が事業者を選択できるよう情報提供すること、第27条では、仲介等による金品の提供禁止、第28条では、苦情対応等を定めております。

第29条は、地域住民との連携、協力、第30条は、事故発生の防止及び発生時の対応を定めております。

第31条、第32条では、特定乳児等通園支援事業の会計は他の会計と区別することとし、諸帳簿の整備を定めています。

第33条は、書面で行うことができるものについて電磁的記録により行うことができるというものです。

附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議案第6号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

次ページをご覧ください。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が制定されたことにより、当町でも平成26年に制定したものでありますが、この基準が令和7年の内閣府令等により改正されたことに伴い、条例を改正する必要があることから提案を行うものです。

国の基準では、特定地域型保育事業、いわゆる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、これらを行うものに求められる特定教育・保育施設等との連携について定めています。

地域の実情に応じ、原則としてゼロ歳から2歳児へ保育を提供する地域型保育事業者等は、教育・保育施設よりも比較的小規模であることから、集団保育の提供などの保育内容の支援、職員が病気の場合等の代替保育の提供、3歳から5歳児の卒園後の受皿の提供という連携を連携施設から確保しなければならないこととなっています。現在、立科町には該当する施設はありませんが、国の制度に伴う条例整備のため改正を行います。ほとんどが国の基準の改正に併せたものとなっております。そのほか必

要な字句等の整備を行いました。

それでは、条文をご覧いただきたいと思います。

目次に、第4章雑則を追加します。なお、例規作成上、改正文では改め文になっております。

第5条第2項から第6項までを削除します。これは、内閣府令の改正に基づき削除するものです。保育所等の事業者が作成、保存等を行うもののほか、保育所等と保護者等の間の手続等に関するもので、書面等によることが規定または想定がされているものについては電磁的方法による対応が可能とされているものです。

なお、これについては国の基準に併せて第4章雑則 第53条で定めて、改めて規定しております。

第26条を削除します。これは、民法及び児童福祉法の改正に併せての削除です。改正前の民法及び児童福祉法における懲戒権の規定が児童虐待を正当化する口実に利用されているという指摘があり、削除が検討されてきた経過がございます。

第42条第2項から第11項は、国の基準に合わせた改正です。

先ほど申し上げましたが、第4章に第53条を追加します。書面で行うこととされているものについて、電磁的記録により行うことができるものです。

そのほか国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正等に併せた規定及び字句の整備を行いました。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議案第7号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

次ページをご覧ください。

この条例は、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が制定されたことに伴い、当町でも平成26年に制定したものでありますが、この基準が令和7年の内閣府令等により改正されたことに伴い、条例を改正する必要があることから提案を行うものです。

現在、立科町には該当する施設はありませんが、国の制度改正に伴う条例整備のため改正を行います。

家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園または認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携、協力項目のうち、保育の内容に関する支援について、

保育所、幼稚園または認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。連携、協力項目のうち、代替保育については町長が連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする。家庭的保育事業者等が確保すべき連携施設を確保しないことができる経過措置の期間について、15年に延長するといった内容です。そのほか必要な規定の整備を行います。

それでは条文をご覧いただきたいと思います。

目次に、第6章 雑則を追加します。なお、条例改正では改め文になっております。

第6条に、第2項から第7項を追加します。これは、代替保育に係る連携施設の確保義務の解除等です。

第7条の2、第7条の3を追加します。これは、児童福祉法の改正で、児童の安全の確保に関する計画の策定が追記されたことにより、安全計画の規定が追加されたことによるものです。

第7条の2は、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこと、職員に対し、研修及び訓練を定期的実施すること、保護者に対し、取組の内容等について周知し、定期的に計画の見直しを行い必要に応じて変更するといった内容です。

第7条の3は、利用乳幼児の移動等に自動車を使う場合、乗車及び降車等の際、所在を確認すること、送迎を目的とした車両にはブザー等見落とし防止をする措置を設置するという内容です。

第13条を削除します。これは、民法及び児童福祉法の改正に併せての削除です。

第16条第2項に、第4号を追加します。家庭的保育事業に対する食事の提供に係る外部搬入施設の拡大です。

第17条第2項は、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとするものです。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項に准看護師を追加します。これについては地方分権の拡大に関する政府方針を踏まえ、准看護師についても対象とされているものです。

第6章に第49条を追加します。書面で行うこととされているものについて電磁的記録により行うことができるものです。

附則第2条に第2項を追加します。居宅保育の家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間が延長されます。

附則第3条の改正は、家庭的保育事業者等の連携施設の確保が著しく困難な場合の確保猶予期間を15年とするものです。

そのほか国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に併せた規定及び字句の整理を行います。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第9 議案第8号～日程第15 議案第37号

**議長（今井英昭君）** 日程第9 議案第8号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第15 議案第37号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

**総務課長（竹重和明君）** 議案第8号 立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例改正は、住民登録はないが、事務処理上、記録が必要な者を住登外者と呼んでおり、この住登外者の登録、管理を一元的に行う住登外者宛名番号管理機能が自治体情報システムの標準化の共通機能として設けられており、この機能を扱う事務について行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の独自利用を行う事務として、条例に定める必要があるとの見解が国から示されました。

本来でありますと、昨年9月の標準化システムへの移行前に条例改正をすべきでありましたが、その時点では条例改正の認識がなく、その後例規システムの受託業者からの情報により、条例改正が必要なことが判明し、この定例会で提案するものであります。

第1条の改正は、及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供を加え、特定個人情報の提供に関し必要な事項を改正後の第5条に定めます。

第2条の改正は、第5号特定個人番号利用事務と第6号利用特定個人情報の用語の意義、定義を加えます。

第4条の改正は、改正により追加される別表第3は4つの欄となることから、別表第1、別表第2においても表の3つの欄を示す表現を、左欄、中欄、右欄から第1欄、第2欄、第3欄に改めます。また、立科町教育委員会の次に、以下、教育委員会と言うを加えることで、以下を教育委員会と改めます。

また、第2条で用語の意義を規定しましたので、特定個人番号利用事務と利用特定個人情報の用語を示す表現は、この2つの用語に改めるものであります。

同条に第4項を加え、町長または教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、充当会社宛名番号管理機能による充当会社の情報の管理に関する情報であって、自らが保有するものを利用することができることと定めます。

第5条を第6条とし、第4条の次に、次の1条を加え、特定個人情報の提供、第5条は第19条第11号の条例で定める他の機関に特定個人情報を提供することができる場合を、別表第3を用いて機関、事務等を示しております。具体的には、教育委員会部局が町長部局に対し、充当会社宛名番号管理機能による充当会社の情報の管理に関する事務を処理するために必要な充当会社宛名情報の提供を求めた場合において、町長部局から当該特定個人情報を提供するときとすることとして、町長部局から教育委員会部局への特定個人情報の提供を規定し、事務特定個人情報の詳細は規則で定めます。

第2項は、全項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則、他の規定の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことと規定します。

別表第1の改正は、法第9条第2項の独自利用を条例で定める事務について機関の欄の2段目を2町長、3段目を3教育委員会として、事務の欄は、2段とも充当会社宛名番号管理機能による充当会社の情報の管理に関する事務であって、規則で定めるものを加えるものであります。

別表第2の改正は、特定個人情報の欄の文末に3ページになりますが、充当会社宛名情報であって規則で定めるものを加えます。

別表第3の追加は、第5条第1項で説明したとおりであります。

附則として、この条例は交付の日から施行し、令和7年9月8日から適用すると定め、標準化システムに移行した昨年9月以降の期間においても、町が行う当該事務を条例上明確に位置づけておく必要があることから、適用日を令和7年9月8日として訴求して整理するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第9号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事と介護、育児との両立支援として、昨年の9月議会において、仕事と介護との両立支援に関わる改正を行いました。この

条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する制度のうち、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に係るものとなります。

第12条の4の次に、次の1条を加え、以降の条を1条ずつ繰り下げます。

第13条第1項は、職員の育児休業等に関する条例。

第20条第1項の規定による妊娠出産等について、申出をした職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならないと規定し、出産時両立支援制度等に関わる措置として第1号から第3号を定めております。

第1号は、制度または措置、その他の事項を知らせるための措置、第2号は支援制度等の請求、申告または申出に係る申出職員の意向を確認するための措置、第3号は職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向を確認するための措置であります。

第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならないと規定し、育児期両立支援制度等に関わる措置として、第1項と同様に第1号から第3号を定めております。

第3項は、第5、第3号または前項第3号の規定により、意向を確認した事項の取扱いに当たっては当該意向に配慮しなければならないと規定します。

附則として、施行日は令和8年4月1日といたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例改正は、先ほどの議案第9号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正と同様に、育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関しまして、地方公務員法の育児休業に関する法律及び人事院規則の改正に伴うものであります。

育児時間の多様化として、小学校就学の時期に達するまでの子を養育するための部分休業について、現行の部分休業の第1号部分休業と、新たに加える第2号部分休業により、多様なパターンの育児時間を取得できるようになります。なお、この条例での法は地方公務員の育児休業等に関する法律を示しております。

第19条の改正は、部分休業をすることができない職員の範囲を第1号、第2号として改めます。

第17条第1号の改正は、見出しを第1号 部分休業の承認と改め、法第19条第2項

第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業を第1号 部分休業として現行の部分休業の内容となりますが、正規の勤務時間の始め、または終わりにおいてを削ることにより、勤務時間内のどの時間帯であっても30分単位で部分休業の取得が可能となります。

第2項は、正規職員の第1号部分休業の承認時間を1日につき2時間を超えない範囲内と定めます。

第3項は、新たに加えた項で、非常勤職員としてパートタイム会計年度任用職員等の承認について、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内と規定しますので、承認単位の30分を含めて6時間15分以上の勤務時間の非常勤職員が対象となります。

第17条の次に、次の4条を加え、17条の2は、法第19条第2項に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業を第2号部分休業として承認単位を1時間と定めるものであります。

第17条の3は、期間を4月1日から翌年3月31日までとし、17条の4は、職員の区分に応じ1年間に請求できる第2号部分休業時間の上限を定めております。

第1号は、非常勤職員以外の職員77時間30分として、1日の勤務時間は7時間45分であることから10日分となります。

第2号は、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間と定めております。

第17条の5は、部分休業の請求をしようとする職員は、1年の期間ごとにあらかじめ第1号か第2号のいずれかを申し出ることとされ、法第19条第3項で、条例で定める特別な理由のある場合に限り変更することができると規定しており、この特別な事情を定めております。このほか所要の改正を行っております。

附則として、施行日は令和8年4月1日といたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（今井英昭君）** 竹重課長、一旦自席にお戻りいただいていいでしょうか。

ここで暫時休憩とします。再開は11時20分からです。

（午前11時11分 休憩）

（午前11時21分 再開）

**議長（今井英昭君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

竹重総務課長、提案理事の説明の続きを登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
本日提出、立科町長。

令和6年度の長野県人事委員会勧告により、配偶者に対する扶養手当は、令和6年度は月額6,500円でありましたが、令和7年度は3,000円、8年度は0円となり、扶養手当の支給要件である第13条第1項の扶養親族の範囲から配偶者が削除される改正がありました。

寒冷地手当では、この第13条第1項の扶養親族を引用して支給額を決定していることから、配偶者を扶養している職員に対して引き続き現行どおりの支給ができるよう、寒冷地手当の扶養親族に配偶者を含めるための改正となります。

この寒冷地手当の額を規定する第33条第1項第1号は、世帯主である職員であって、「扶養親族（第13条第1項に規定する扶養親族又は他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けている配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。）」と改正するものです。

附則として、施行日は令和8年4月1日といたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議案第12号 一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
本日提出、立科町長。

職員の旅費等につきましては、当町では、町外の宿泊料は現在1万2,000円の定額と定めておりますが、インバウンド需要や物価高騰により、都内等での宿泊はこの金額では難しい場合があります。

国は昨年4月に旅費の改定を行い、長野県や近隣市町村等においても昨年からの旅費の改定の動きがあります。このような状況から、当町においても、国・県の基準に基づき改正を行うものであります。

改正の主な内容は、県外の宿泊料は現行の「1万2,000円」の定額から、基本的には「1万9,000円」を上限額とした実費額とし、加えて、県内・県外共に宿泊手当として1夜当たり「2,400円」を定額支給するものであります。本条例において、それぞれ影響する条例の一部改正を行い、加えて、条項ずれ、表現の所要の改正を行っております。

第1条は、一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正であります。

第5条中の改正は、「日当、宿泊料」を「宿泊手当及び宿泊料」に改めることで、現在支給していない「日当」を「宿泊手当」に置き換えます。

第6条第4項中の改正は、「1日当たりの定額を支給する」を「1夜当たりの上限額を超えない範囲内の実費額により支給するものとし、特別な事情により上限額を超えることとなる場合は、上限額を超えて支給することができる」ことと改めます。

第8条の「町内出張」を削り、第9条、第10条を繰り下げ、第8条、第9条とします。

別表の改正は、「日当」を「宿泊手当」に改め、「宿泊料」の次に「(上限額)」を加えます。

宿泊手当の欄は、県内・県外共に「0円」を「2,400円」に改め、宿泊料(上限額)の欄の県外の項は「1万2,000円」を「1万9,000円」に改めるものです。

第2条は、特別職の職員で常勤の者の旅費に関する条例の一部改正であり、第2条第1項中の改正は、先ほどと同じ改正となります。

第3条の見出し中、「支給方法」を「支給方法等」に改め、同条中の改正後は、本条例に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費の額及び支給方法等については、「都市条例名称等」の前後の鍵括弧を削り、「一般職の職員の旅費等に関する条例の規定の例による」こととするものです。この規定により、別表は必要ないと判断し、第2条第2項の前項による旅費の額は、「別表のとおりとする」を削り、別表も削ります。

第3条は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正になります。

第4条第2項中の改正後は、前項の規定により、支給する旅費の額及び支給方法等については「一般職の職員の旅費に関する条例の規定の例による」こととし、同条第3項及び別表を削ります。

第4条は、立科町実費弁償支給条例の一部改正であり、この条例は平成18年以降の改正がなく、地方自治法では現在は存在しない条や内容が改正された条項があることから、所要の改正を行うものであります。

また、第3条の見出し中「支給」を「支給方法等」に改め、同条中の改正後は、本条例に定めるもののほか、別に旅費を必要とする場合の額及び支給方法等については「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の例によること」とし、別表を「費用弁償額のみ」に改正するものであります。

附則として、施行日は令和8年4月1日といたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議案第13号 立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例は、地方自治法の規定に基づき、町長や委員会の委員、職員等の町に対する損害賠償責任の一部免責について、免責額など必要な事項を定めたものでありますが、令和6年6月の地方自治法の改正及びこれに伴う地方自治法施行令の改正により、条項ずれが生じたため、条例の一部改正を行うものです。

その内容については、こちらに記載のとおりでございます。

附則として、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる期日の日から施行するとし、施行日を法律の附則の日から記算して2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日としており、令和8年12月以内には施行されます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議案第37号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例は、消防団員等に係る損害補償について規定をしております損害補償の額やその内容については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令により規定されており、具体的には、一般職の職員の給与に関する法律の俸給月額等を参考に定められています。この法律の一部改正が行われたことから、当該政令が改正され、条例においても、損害補償額の算定基礎となる補償基礎額等の改正を行うものであります。

第5条第2項第2号中の改正は、消防作業従事者等に係る損害基礎額の最低額を「1万円」に、同条ただし書中の最高額を「1万5,000円」に改めます。

同条第3項の改正は、まず、号についての改正を先に申し上げます。

第1号の配偶者を削り、「第2号」を「第1号」とし、第3号から第6号まで1号ずつ繰り上げます。これは一般職の職員の給与に関する法律の令和6年度の改正により、令和8年度から配偶者が扶養手当の支給要件から外れることに起因するものであります。

本文中の改正は、新たに第1号として規定する「22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は433円」に改め、そのほか、号の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

別表は、非常勤消防団員等の各階級に係る勤務年数ごとの補償基礎額を定めており、それぞれ政令で定める額に改めるものであります。

附則として、施行期日は令和8年4月1日から施行するものとし、経過措置として載せさせていただいております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

げます。

◎日程第16 議案第14号

**議長（今井英昭君）** 日程第16 議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 市川 偉君 登壇〉

**企画課長（市川 偉君）** 議案第14号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

1枚おめくりいただき、改正分をご覧ください。

今回の改正は、長引くエネルギー価格物価高騰に加え、人件費の増加の影響により施設の管理運営経費が年々増加していることから、先行き不透明な光熱費、物価変動に柔軟に対応できるよう、別表の使用料を「上限金額方式」に改め、その範囲内で料金を定めることができるようにするとともに、将来的には指定管理による民間の経営感覚を活用した効率的な管理運営ができるよう、改正をお願いするものです。

第4条の次に「第4条の2」を加え、「指定管理者に管理を行わせることができること」とし、管理を行わせる業務を定めております。

第5条では、施設の使用料について、町が管理を行う場合は、別表に定める額の範囲内において規則で定めるものとし、指定管理者に管理を行わせる場合は別表に定める額の範囲内において、町の承認を前提に利用料金を指定管理者が定め、収受できるものとしております。

第6条では、見出しを「使用料及び手数料の減免等」に改め、還付の規定に加え、これまで第5条で定めておりました減免規定を定めました。

第9条では、指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定を定めております。

附則として、令和8年6月1日から施行するものとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第17 議案第15号～日程第18 議案第16号

**議長（今井英昭君）** 日程第17 議案第15号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について及び日程第18 議案第16号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第15号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

改正の内容につきましては、裏面をご覧ください。

改正の要旨につきましては、マイナンバーカードの普及に併せ、町民の利便性を向上させるため、コンビニ交付サービスにおける現行の手数料から、それぞれ100円を減額し、利用を促進させようとするものです。利便性を向上させるとともに、繁忙期の役場窓口の混雑緩和など、相対的なサービス向上も期待されます。

施行日は、システム改修等のスケジュールの都合上、令和8年6月1日からとするものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

本条例の改正につきましては、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の改正により、条項番号に変更が生じたことから、引用条項の整合を図るため、条例の改正が必要になったものです。

条文を読み上げます。

第10条第3項ただし書中、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。条例の内容そのものに変更はありません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第17号～日程第20 議案第18号

**議長（今井英昭君）** 日程第19 議案第17号 立科町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第20 議案第18号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場教育次長、登壇の上、願います。

〈教育次長 羽場 厚子君 登壇〉

**教育次長（羽場厚子君）** 議案第17号 立科町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

この条例は、社会教育法及び地方自治法の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関し必要事項を定めているものであり、分館の設置についても、分館の名称・所在地・対象区域が定められております。今年度、茂田井公民館が新築され、地番の変更がありましたので、条例の一部を改正するものです。

立科町公民館設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中、茂田井分館の所在を「立科町大字茂田井1590番6」に改めます。

施行日は、令和8年4月1日です。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議案第18号 立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

この条例は、児童福祉法の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたこと及び令和5年4月1日に施行された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令と基準省令を併せて、当町の条例を一部改正するものです。

立科町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条の2は、安全計画を策定し、職員に対し研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて見直しを行うこと。

第6条の3は、自動車を運行する場合には、利用者の所在確認をしなければならないと規定するものです。

第10条第3項については、放課後児童支援員の要件として、第4号は、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者とし、第10号で、5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、町長が認めたものを追加しました。

第12条は、児童福祉法の一部改正による引用箇所の改正であり、第12条の2は、感染症や非常時の支援及び早期の事業再開を図るための業務継続計画の策定について、条文を追加するものです。

そのほか、国の基準省令に併せた整備を行い、公布の日から施行といたします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第21 議案第19号～日程第22 議案第20号

**議長（今井英昭君）** 日程第21 議案第19号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について及び日程第22 議案第20号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 市川 偉君 登壇〉

**企画課長（市川 偉君）** 議案第19号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり、蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることについて、議会の議決を求める。

本日提出、立科町長。

同法に基づき、当町では、蓼科地区及び中尾・美上下地区を辺地として定めており、この地区において公共的施設を整備しようとする場合は、同法第3条の規定により、総合整備計画を県知事と協議し、議会の議決を経て総務大臣に提出します。

この総合整備計画を策定することにより、財政運営上、有利な地方債である辺地対策事業債を活用することができるようになります。

本計画の令和5年度から7年度までの計画期間満了に伴い、本年まで3か年としていた辺地……。失礼しました。総合整備計画の計画期間を「5か年」に改め、令和8年度から12年度までの総合整備計画を今回策定するものであります。

1ページの総合整備計画書をご覧ください。

2の公共的施設の整備を必要とする事情では、町の概要及び個別の事業の整備を必要とする事情を記載しており、事業の進展により整備内容が現行計画と異なるものもごございますが、1ページの簡易水道施設更新及び整備事業、白樺湖下水道整備事業、地域情報通信設備更新事業、2ページの御泉水自然園整備事業、蓼科園地及び蓼科野外音楽ホール整備事業、スキー場整備事業の6事業が継続事業になります。

新たに追加する事業は4事業で、1ページの下から2項目め、蓼科ふれあい健康支

援センター女神照明設備LED化事業は、施設整備後23年以上が経過し、既存の照明は消費電力が大きい蛍光灯等を使用していることから、長寿命で維持管理コストの低減が見込まれるLED照明に更新し、明るく安全な利用環境の確保と環境負荷の低減を図ります。

2ページの1項目め、蓼科第二牧場整備事業は、木柵等設備の老朽化が進み、観光地としての印象の低下や、設備の破損により、牛馬や観光客が負傷する危険性が高まっていることから、設備の更新を行います。

3項目めの、白樺高原観光施設照明設備LED化事業は、観光施設の照明器具は水銀灯や蛍光灯等が使用されていることから、環境への影響や老朽化の状況等を踏まえ、LED化照明機器に更新し、誘客促進と省エネ効果による環境負荷の軽減を図ります。

4項目めの、女神湖周辺整備事業は、女神湖センターが施設整備後30年以上が経過し、陳腐化や老朽化による破損等が見られることから、施設の改修や設備の更新を行います。また、女神湖外周に沿って整備されている町道及び歩道は幅が狭く、混雑時には歩行者の交通事故等の発生が懸念されることから、遊歩道の更新や新設等により観光客の受入環境を整えます。

3ページ、3の公共的施設の整備計画をご覧ください。

一番下の事業費の合計は44億2,424万3,000円、特定財源が1億2,550万円、一般財源は42億9,874万3,000円で、一般財源のうち、辺地対策事業債への予定額は42億9,860万円になります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議案第20号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

本日提出、立科町長。

当町は、令和4年4月1日から、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の過疎地域に指定されました。本計画は、長野県過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域持続的発展市町村計画として策定し、同法第8条の規定により、県と協議をし、議会の議決を経て、これを公表するとともに、総務大臣に提出します。

この計画に基づき事業を行うことにより、過疎対策事業債をはじめ、国の各種支援措置を活用することができるようになります。本計画の令和4年度から7年度までの計画間満了に伴い、第6次立科町総合計画及び立科町公共施設等総合管理計画等との整合性を図り、次のとおり定めるものでございます。

1ページから11ページは、1、基本的な事項になります。

7ページをご覧ください。中段の(4)地域の持続的発展の基本方針で、立科町総

合計画に掲げる7つの分野別基本目標を本計画の基本方針として位置づけ、9ページでは、第6次立科町総合計画の人口目標及び各施策の目標値を掲げ、10ページの(6)計画の達成状況の評価に関する事項では、本計画における施策の進捗管理及び評価検証については、総合戦略評価委員会において毎年度定期的に点検評価することとしております。

12ページから53ページは、地域の持続的発展のために実施すべき12の施策について、それぞれ現状と問題点、その対策、事業計画、公共施設等総合管理計画との整合性について記載をしております。

最後に、54ページから59ページは、各施策の事業計画のうち、ソフト事業である過疎地域持続的発展特別事業分のみを抜粋してまとめております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（今井英昭君）** ここで暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時30分 再開)

**議長（今井英昭君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

羽場教育次長から発言を求められておりますので、これを許可します。羽場教育次長。

**教育次長（羽場厚子君）** 申し訳ありません。訂正をお願いいたします。議案第4号の立科町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の説明中、言い間違いがありましたので訂正をお願いいたします。

6ページから10ページにかかる一般型乳児等通園支援事業において、説明の際、「第21条から第25条」までを一般型と申し上げましたが、正しくは、「第21条から第24条」までが一般型の基準となりますので、おわびし訂正をお願いいたします。

以上です。

◎日程第23 議案第21号

**議長（今井英昭君）** 日程第23 議案第21号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

**総務課長（竹重和明君）** 議案第21号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,783万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を60億4,668万6,000円とするものです。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

本日提出、立科町長。

2 ページから4 ページは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

5 ページは、第2表、繰越明許費補正であり、これは、本年度に予算化した事業について、事業の進捗状況等により、翌年度に繰越しをして執行するため、事業費の限度額を定めるものであります。

2 款総務費について、1 項総務管理費では、昨年、議会調整会議でご報告申し上げた現在進行中である調停事件の弁護士委託費は、事件解決が年内に見込めないため、庁舎駐車場増設事業及び庁舎4階エアコン設置事業は、竣工が翌年度となる見込みのため、3 項戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度システム整備費補助事業は、本年度中の着手により、補助対象となるが、事業完了が翌年度になるため、デジタル基盤改革支援補助事業は、国の使用等の提示が遅れ年内に完了できないため、7 項コミュニティ費、権現の湯バイオマスボイラー設置事業は、県の検査を含め年度内に竣工しないため、5 款農林水産業費3 項土地改良費で、農村地域防災減災事業は、本年度中の着手により補助対象となるが、竣工が翌年度になるため、6 款商工費1 項商工費、スマイル交通車両更新事業は、マイクロバスの納車が本年度内に完了しないため、7 款土木費2 項道路橋梁費で、橋梁長寿命化修繕事業は、追加工事等が判明し、年度内の完了が困難であるため。

6 ページは、第3表、地方債補正です。

1、変更は、事業費の確定及び見込みにより、辺地対策事業で350万円の減額、過疎対策事業で100万円の減額、県営かんがい排水事業の公共事業等では700万円を減額し、それぞれ限度額の変更をいたします。起債の方法・利率・償還の方法に変更はありません。

7 ページ、8 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

9 ページは歳入になります。

歳入では、今回の補正は実績及び実績見込みによるもの、補助金等の交付決定によるものが増減の主たる理由でありますので、主な補正内容について申し上げます。

10 款地方特例交付金は、確定見込みにより60万2,000円の減額。

14 款使用料及び手数料は、それぞれ実績及び実績見込みによる補正であります。

15 款1 項1 目民生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金は実績見込みによる増額補正、障害者支援事業負担金及び児童手当負担金は、事業費の減額に伴う国庫負担金の減額補正です。

10ページ、2項1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金で、新たにコンビニ証明発行システム改修等を行うことによる202万1,000円の増額計上、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税不足額給付金給付事業及び住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付事業の実績見込みによる923万9,000円の減額、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金は、権現の湯バイオマスボイラー設置工事に係る交付金で、交付決定により915万3,000円の減額、5目土木費国庫補助金は、住宅建築物安全ストック形成事業補助金で、事業実績による256万4,000円の減額となります。

11ページにかけ、16款1項県負担金は、事業費確定見込みによる補正であります。

11ページ、2項県補助金は、交付決定及び事業費確定見込みによる補正です。

12ページをお願いします。

17款1項2目利子及び配当金は、各基金の積立て利子の実績見込みによる496万1,000円の増額計上です。

13ページ、18款1項1目総務費寄附金は、ふるさと寄附金の実績見込みによる2,000万円の減額、2目消防費寄附金は、消防施設整備費寄附金の確定による計上です。

19款2項4目地域福祉基金繰入金は、基金の利子配分の確定見込みによる増額計上、5目立科町立科っ子奨学基金繰入金は、実績による減額です。

21款4項雑入では、デジタル基盤改革支援補助金556万円の減額は、地方公共団体情報システムの標準化、共通化の移行に係る事業の実績見込みによるものとなります。

14ページ、22款町債は、それぞれ事業費の確定及び見込みによる借入額の減額補正であります。

15ページからは歳出になります。

歳出につきましても事業の進捗による事業実績及び実績見込みによるものが増減の主たる理由となりますので、主な補正内容について申し上げます。

15ページ下段から2款総務費では、1項3目財産管理費は、基金運用による利子積立て等の補正となります。

17ページ下段から18ページにかけて5目企画費は、各事業経費において実績見込みによる減額補正であります。18ページ上段の010234テレワーク推進事業経費の負担金700万円の減額は、昨年4月に設立した一般社団法人立科町振興公社の運営負担金として当初予算に計上し、支出もしておりましたが、今年度の業績がよく、全額返還されるものであります。

8目情報化推進費は、使用料946万8,000円の減は、情報システムの標準化・共通化に係るガバメントクラウド利用料の実績が当初の見込みより大きく下回ったことによるもので、そのほか電算委託料負担金につきましても、実績見込みによる減額補正となります。

19ページにかけ、9目ふるさと寄附金事業費は、歳入で2,000万円を減額しており、それに伴い、現段階で減額が可能なものを補正いたしました。また、補助金162万8,000円の減額はガバメントクラウドファンディングの実績によるものです。

12目定額減税不足額給付金給付事業費は、実績による減額です。給付額は865人に対し2,786万円でありました。

3項戸籍住民基本台帳費、電算委託料202万2,000円の増額は、新たにコンビニ証明発行システム改修業務等の計上によるものです。

20ページ中段、7項コミュニティ費、権現の湯の燃料費800万円の計上は、来館者の増加及びバイオマスボイラー設置工事に伴う灯油使用料の増等によるものでございます。

3款民生費では、1項1目社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金は、実績見込みによる220万1,000円の増額、21ページ、2目障害者福祉費、3目福祉医療費は、扶助費の実績見込みにより減額補正となります。

22ページにかけ、5目臨時特別支援事業費では、010317長野県価格高騰特別対策支援金事業経費は、住民税均等割のみ課税世帯が対象で、229世帯に支援金2万円を支給し458万円の実績となり、補助金142万円の減額であります。

22ページ、010364住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付事業経費は、50世帯に3万円を支給し、150万円の実績となり補助金300万円の減額であります。

1目児童福祉総務費、010321児童福祉関係経費、児童手当は、実績により983万円の減額補正となります。

23ページ、3目保育所費、児童保育委託料30万円の増額は、公定価格改定によるものです。

24ページにかけ、5目臨時特別支援事業費は、住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金の支給世帯に対する18歳以下の児童を扶養している世帯への、児童1人当たり2万円の給付をするもので、給付額は46人に対し92万円となり、補助金108万円の減額です。

25ページにかけ、3項1目高齢者福祉総務費は、人件費のほか、後期高齢者医療広域連合への負担金の確定、後期高齢者医療介護保険特別会計への繰出金を実績見込みにより減額するものであります。

4款衛生費では、2目予防費、予防接種の委託料2,000万円の減は、実績見込みによる補正です。

26ページ、5款農林水産業費では、1項農業費から28ページの2項林業費までは、事業費の確定や実績見込みによる補正であります。

28ページ下段、3項1目土地改良事業費は、010531土地改良振興経費の業務委託料1,440万円の増額は、農村地域防災減災事業の防災重点農業用ため池緊急整備事業が、国の7年度補正予算で採択されることから増額し、合わせて繰越明許費として追加し

ております。実施場所は宮地池及び鮎久保池であります。

29ページ、18019県営かんがい排水事業負担金1,179万4,000円の減額は、事業費確定によるもの、18024県営かんがい排水事業土地改良区補助金は、本年度は事業費が2億3,500万円と事業規模が大きく、立科土地改良区との協議による増額であります。

6款商工費では、1項1目商工総務費は、不足分が生じたための人件費の補正、3目地域交通対策費では、備品購入費の減額は「たてしなスマイル交通」のマイクロバス購入の入札先補助金789万2,000円の増額は、代替バス運営補助金の増による補正であります。

30ページ、2款1目観光総務費は、010632地域おこし協力隊経費601万4,000円の減額は、新規隊員1名が採用とならなかったための減額が主なものとなります。010625索道事業会計経費は、指定管理者による修繕の実績により、索道事業特別会計繰出金700万円を増額いたしました。

3目観光施設費では、010627観光施設管理経費は、公共施設予約管理システム導入の業者選定をプロポーザル方式で実施し、その結果、保守管理委託料及び業務委託料が減額となりました。

31ページ、010630辺地対策観光施設整備事業経費の工事請負費の減額は、入札先候補変更など、実績による減額補正です。

7款土木費では、2項2目道路新設改良舗装費、生コン舗装補助金は、一部落が本年度の事業を見送ったための減額です。

32ページ、4項住宅費の補助金は、住宅耐震改修補助金の申請がなかったため460万円の減額であります。

8款消防費は、財源内訳の補正です。

33ページ、9款教育費では、下段の3項中学校費、会計年度任用職員の人件費の減は、1項教育総務費の教育振興費の人件費で対応したことによる減額。

34ページの一般職給与は9月の人事異動による減額補正となります。

5項社会体育費は、権現山運動公園多目的グラウンドにおいて、保安協会から指摘を受け劣化した高圧気中遮断器の交換が必要となり、修繕料89万1,000円の増額補正であります。

35ページ、下段の12款予備費で、歳入歳出の差額5,050万1,000円を調整し、予備費を1億4,303万円といたします。

36ページ以降は、給与費明細書になりますのでご確認ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第24 議案第22号～日程第26 議案第24号

議長（今井英昭君） 日程第24 議案第22号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予

算（第3号）についてから、日程第26 議案第24号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第22号 令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から6,769万1,000円を減額し、総額を7億3,288万4,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正、4ページは、事項別明細書の総括です。

今回の補正は、全て実績または実績見込みに伴う補正でございます。

5ページをご覧ください。

歳入について、3款2項県補助金は、保険給付費の支払実績の推移から、実績見込みにより7,000万円の減額です。

4款財産収入は、基金積立金利子の配分確定による増額です。

5款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金220万円の増額です。

6ページから歳出となります。

2款保険給付費は、歳入でも申し上げました実績見込みにより7,000万円の減額です。

3款国民健康保険事業費納付金は、介護納付金分の確定に伴い152万円の減額です。

4款保健事業費では、1項、2項共、講師謝礼等として外部講習を想定しておりましたが、保健師や管理栄養士等の町職員が対応することにより、報奨費を減額しました。補助金の減額は、人間ドック補助金の実績見込みに伴う減額です。

5款基金積立金は、歳入でも申し上げました金利子の確定による増額です。

6款1項5目保険給付費等交付金償還金は、前年度の実績に伴う普通交付金の返還金で合計449万6,000円を計上しております。精算に伴うもので、7款予備費で調整をいたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 令和7年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書、1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に767万円を追加し、総額を1億2,045万3,000円とするもので

す。

本日提出、立科町長。

2 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正。

3 ページは、事項別明細書の総額です。この補正は全て実績または実績見込みに伴う補正でございます。

4 ページをご覧ください。

歳入について、1 款後期高齢者医療保険料は、実績見込みによりまして、計976万6,000円の増額です。

3 款繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い209万6,000円の減額です。

5 ページ、歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、実績見込みによりまして768万1,000円の増額です。4 款予備費で調整しました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額から957万2,000円を減額し、総額を10億87万5,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

2 ページ、3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正。

4 ページは事項別明細書の総括です。この補正も全て実績、または実績見込みに伴う補正でございます。

5 ページをご覧ください。

歳入ですが、4 款2 項国庫補助金は、交付決定により、計270万2,000円の増額です。

6 款県支出金は、給付費の実績により277万9,000円の減額です。

7 款財産収入は、基金利子の確定に伴う増額。

8 款1 項一般会計繰入金は、給付費の実績見込みにより941万2,000円の減。

10 款諸収入は、配食サービスの実績見込みにより、利用者負担金32万円の減額です。

7 ページから歳出になりますが、2 款1 項介護サービス給付費は、実績見込みに伴い7,750万円の減額、2 項介護予防サービス給付費居宅予防サービス給付費の実績見込みにより220万円の増額。

3 款1 項2 目任意事業費は、職の自立支援事業等実績見込みに伴う減額です。

8 ページ、3 款1 項4 目生活支援体制整備事業費は、会計年度任用職員報酬などのほか、実績見込みに伴い、計288万1,000円の減額です。

3 款2 項介護予防・生活支援サービス事業費は、実績見込みにより、計367万円の減額。

4 款基金積立金は、基金利子収入の確定による増。

5 款諸支出金は、過年度分の精算に伴い139万8,000円の減。

10ページ、6 款予備費は、調整により7,343万8,000円の増ですが、例年国県支払基金への翌年度精算に伴う返還金を見込んでいるものと、今年度分で交付決定額が未確定である調整交付金、支払基金交付金が最終的に減額となる見込みであるため、一旦予備費として計上をしているものです。

11ページからは、給与費明細書です。

全体といたしまして、受給者数及び各種サービス給付費は、増加傾向または前年並みの傾向にありますが、当初の見込みよりは給付費などが伸びなかった状況となり、減額となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第27 議案第25号

**議長（今井英昭君）** 日程第27 議案第25号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 篠原 英男君 登壇〉

**産業振興課長（篠原英男君）** 議案第25号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億8,014万5,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」によります。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によります。

本日提出、立科町長。

2 ページは、第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

3 ページをご覧ください。

3 ページは、上段、第2表、繰越明許費補正です。

これは、本年度に予算化してある事業について、事業の進捗状況により翌年度に繰越して執行するため、事業費の金額を定めるものでございます。

1 款索道事業費 1 項索道事業費、スキー場大規模整備事業でございます。

下段は、第 3 表、債務負担行為補正です。これはスキー場大規模整備事業について、辺地対策事業債が予算額に達しなかったため、翌年度以降の限度額に不足分 1 億 2,700 万円を追加するものでございます。

4 ページは、第 4 表、地方債補正です。

これは、本年度の辺地対策事業債の額確定により、限度額を 1 億 2,700 万円の減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

5 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

6 ページをご覧ください。

歳入と歳出になります。

歳入の 2 款 1 項繰入金及び歳出の 1 款 1 項索道事業費 1 目リフト事業費 18 節負担金補助及び交付金の増額は、立科町索道事業に係る指定管理に関する仕様書に基づく、施設設備の消耗品等の交換維持補修に係る費用の負担について、町の負担が見込まれることから、それぞれ 700 万円増額するものです。

次に、歳入、5 款 1 項町債及び歳出の 1 款 1 項索道事業費 1 目リフト事業費 14 節工事請負費の減額は、返地対策事業者への額確定により、それぞれ 1 億 2,700 万円減額するものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第 28 議案第 26 号～日程第 30 議案第 28 号

**議長（今井英昭君）** 日程第 28 議案第 26 号 令和 7 年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてから、日程第 30 議案第 28 号 令和 7 年度立科町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 3 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場建設環境課長登壇の上、願います。

〈建設環境課長 羽場 雅敏君 登壇〉

**建設環境課長（羽場雅敏君）** 議案第 26 号 令和 7 年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 36 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,970 万 2,000 円とするものです。

本日提出、立科町長。

2 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

3 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

4 ページをお願いいたします。

歳入では、それぞれ決算見込みにより、2 款使用料及び手数料 1 目下水道使用料を 60万3,000円増額し、3,910万4,000円といたします。

3 款財産収入 1 目利子及び配当を47万6,000円増額し、259万5,000円といたします。

4 款繰入金 1 目基金繰入金を547万6,000円減額し、3,346万2,000円といたします。

5 款繰入金 1 目繰入金は、額の確定により403万7,000円増額し、453万7,000円といたします。

5 ページをお願いいたします。

歳出では、1 款衛生費 1 目下水道管理費について、いずれも決算見込みにより、10 節需用費を200万円減額、14 節工事請負費を108万9,000円増額、24 節積立金を89万9,000円増額、26 節公課費を34万8,000円減額し、合計36万円の減額といたします。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号 令和7年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度立科町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款水道事業収益、第2項営業外収益について1万3,000円減額し、4,946万円といたします。

第2款水道事業費用について、第1項営業費用を153万6,000円増額し、2億6,359万6,000円とし、第2項営業外費用を42万5,000円増額し、1,480万5,000円とし、第4項予備費を197万4,000円減額し、1,550万1,000円といたします。

2 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「7,998万5,000円」を「8,033万6,000円」に改め、資本的支出の予算額を次のとおり補正するものです。

本日提出、立科町長。

3 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入ですが、1 款水道事業収益 2 項営業外収益 4 目長期前受金戻入は、決算見込みによる減額です。

次に、収益的支出ですが、2 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費は、決算見込みにより26節負担金を26万4,000円増額といたします。

5 目減価償却費は、決算見込みにより 1 節有形固定資産減価償却費を96万6,000円

増額といたします。

6目資産減耗費は、決算見込みにより1節固定資産除却費を30万6,000円増額といたします。

2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息は、決算見込みにより42万5,000円増額といたします。4項予備費は197万4,000円の減額です。

4ページをお願いいたします。

次に、資本的支出ですが、4款資本的支出2項企業債償還金は、決算見込みにより35万1,000円増額といたします。

5ページは、令和7年度立科町水道事業予算キャッシュ・フロー計算書（税抜き）です。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号 令和7年度立科町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第2条、令和7年度縦品町月水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款下水道事業収益、第2項営業外収益について1,373万4,000円減額し、3億1,970万2,000円といたします。

第2款下水道事業費用、第1項営業費用について1,356万8,000円減額し、4億5,117万8,000円といたします。

第4項予備費を16万6,000円減額し、133万4,000円といたします。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第3款資本的収入、第1項企業債について、5,010万円減額し7,940万円といたします。

第5項補助金について、5,901万円減額し、2億1,332万8,000円といたします。

第4款資本的支出、第1項建設改良費について1億291万1,000円減額し、1億6,909万3,000円といたします。

本日提出、立科町長。

3ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款下水道事業収益2項営業外収益6目長期前受金戻入益は、決算見込みによる減額です。主に資産の除却に伴い、見込みであった

算定額の再精算による減額となります。

次に、収益的支出ですが、2款下水道事業費用1項営業費用9目減価償却費は、決算見込みにより1節有形固定資産減価償却費を1,356万8,000円減額といたします。

ただいま申し上げました長期前受金戻入益との見合いであり、同内容による減額です。4項予備費は16万6,000円の減額です。

次に、資本的収入及び支出の収入ですが、3款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債は、国庫補助金の交付決定額に合わせ、立科特環マンホールポンプ場設備工事と白樺湖地区管渠カメラ調査について、事業規模を縮小したことに伴い5,010万円減額するものです。

5項補助金は、ただいま説明を申し上げました事業の国庫補助金の内示額が少なかったことから、交付決定額に合わせ5,901万円減額するものです。

次に、資本的支出ですが、4款資本的支出1項建設改良費1目管路建設改良費は、決算見込みにより、14節委託料を2,284万1,000円減額、25節工事請負費を7,883万円減額といたします。国庫補助金の内示を受け、白樺湖地区管渠カメラ調査を簡易な自走式ドローンカメラ調査に変更するとともに、立科特環マンホールポンプ場設備工事の事業規模を縮小したことなどによりまして減額とするものです。

3目処理場建設改良費は、14節委託料について、立科浄化センターストックマネジメント計画第2期の事業実績により124万円減額とするものです。

4ページは、令和7年度立科町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（税抜き）です。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） ここで暫時休憩とします。再開は午後2時30分からです。

（午後2時19分 休憩）

（午後2時30分 再開）

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第31 議案第29号

議長（今井英昭君） 日程第31 議案第29号 令和8年度立科町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第29号 令和8年度立科町一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ55億6,000万円と定める。  
債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為を  
することができる事項、機関及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方  
債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」  
による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借  
入の最高額は1億円と定める。

歳入歳出の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳入  
歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料・職員  
手当及び共済費に係る予定額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経  
費の各項間の流用と定める。

本日提出、立科町長。

初めに、予算編成に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

地方財政計画では、地方交付税が増、臨時財政対策債は、令和7年度に引き続き新  
規発行額がゼロとなっており、地方税は5.2%とされています。令和8年度予算を編  
成するに当たり、税収を過年度実績及び令和7年度決算見込み等から1.6%増を見込  
み、地方交付税はこれまでの交付実績を考慮するとともに、給与改定及び物価高に対  
応した算定方法の改正等を考慮し1.9%増を見込みました。

D Xの推進、各公共施設の老朽化への対応や防災・減災対策等の財政需要の増加の  
ほか、給与改定による人件費・物価高騰に伴う各種経費等の増数にも対応する必要が  
ある中で、第6次立科町総合計画前期基本計画の推進や基本構想の実現に向け、同計  
画に定める施策を効果的に実施することを念頭に、重点指針に基づく施策を柱として、  
これらを具体化する事業に重点的な財源配分を行いました。

また、厳しい財政状況の中で、前年踏襲の固定観念から脱却し、事業を根本的に見  
直すことで歳出の抑制を図るとともに、歳入全般では積極的な財源確保に努めること  
等を基本的な考え方として編成いたしました。

予算総額としては、前年度比2,000万円、0.4%増の55億6,000万円と過去最大の規  
模となりました。歳入全般で国県補助金や有利な事業債等を最大限活用し、財源確保  
に努めましたが、収支不足額である財政調整基金からの繰入額は、前年度比7,000万  
円増の3億9,000万円調整しております。

予算書の説明に戻ります。

2 ページから7 ページは、第1表、歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金  
額及び前年度比較です。

8 ページは、第2表、債務負担行為です。権現山運動公園風の子広場リニューアル

事業で、期間は令和9年度まで、限度額は2億1,000万円です。

9ページは、第3表、地方債です。起債の目的、限度額を順に申し上げます。辺地対策事業1億2,150万円、過疎対策事業1億1,160万円、公共事業等850万円、緊急自然災害防止対策事業8,050万円、緊急防災・減災事業3,140万円、公共施設等適正管理推進事業720万円、デジタル活用推進事業780万円、合計3億6,850万円。

起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率4%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据置き期間及び償還期間を短縮し、または繰上げ償還もしくは低金利に借り替えることができる。

10ページから12ページまでは、歳入歳出予算事項別明細書の総括です。

13ページからは歳入になります。1款町税1項町民税は個人町民税で、前年度比7.7%の増、法人町民税で前年度比5.7%の減を見込み、町民税合計3億1,435万円、2項固定資産税は、前年度比1.1%減、4億5,367万3,000円。

14ページになりますが、3項軽自動車税は、前年度比2.7%減、3,540万円、4項町たばこ税は、前年度比2.3%増、4,400万円、5項入湯税は、前年度比2.8%増、3,700万円をそれぞれ前年度実績を踏まえ計上いたしました。

15ページ、2款地方譲与税から18ページ、12款交通安全対策特別交付金までは、実績見込みで計上いたしました。

13款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金は、保育料広域入所保育負担金など児童福祉費負担金、高齢者福祉負担金は、北佐久郡老人福祉施設佐久良荘の負担金の計上であります。

19ページ、2目教育費負担金は、長和町の児童生徒に係る負担金の計上です。

19ページ中段から21ページ、14款使用料及び手数料1項5目土木使用料1節公営住宅使用料3,571万6,000円は、移住定住促進住宅10戸分の使用料を増額としております。2項手数料については、前年度並みの計上となります。

22ページ中段、15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は、権現の湯バイオマスボイラー設置工事の財源であった林業・木材産業成長産業化促進対策交付金等の皆減により、9,970万3,000円減の235万6,000円の計上です。

23ページ、5目土木費国庫補助金については、橋梁長寿命化修繕事業の道路メンテナンス事業補助金の皆減により、5,028万4,000円減の435万円の計上です。

6目教育費国庫補助金1節教育総務費補助金1,521万6,000円は、小中学校のタブレット更新に係る補助金です。

3項委託金、24ページ16款県支出金1項県負担金は、前年度並みの計上です。

26ページ、2項県補助金5目商工費県補助金630万円は、令和8年6月から長野県

が徴収する宿泊税の市町村への交付金です。

7目教育費県補助金2節小学校費補助金1,372万8,000円は、学校給食費の負担軽減のため県を通して交付される交付金です。

27ページ、3項1目総務費委託金、選挙費委託金は、県知事選挙及び県議会議員選挙に係る委託金1,250万円を計上しました。

28ページにかけて、17款財産収入1項財産運用収入については、実績に応じた予算計上であります。

29ページ、2項1目不動産売払収入2節その他不動産売払収入2,000万円は、アタサカ地籍での皆伐による売払収入の予定です。

18款1項寄附金1目総務費寄附金002ふるさと寄附金は、2,000万円減の1億5,000万2,000円を計上いたしました。

30ページ、19款繰入金2項基金繰入金では、1目財政調整基金からの繰入金は前年度比7,000万円増の3億9,000万で計上いたしました。

6目公共施設等整備基金繰入金は、中央公民館等施設整備基本計画策定支援等に係る財源として、7目上下水道整備基金繰入金は、温井配水池の改築工事に係る水道事業会計への負担金の財源として、8目海外交流事業基金繰入金は、オレゴン市との交流事業の財源であります。

32ページをお願いします。21款諸収入4項1目雑入、総務費雑入、33ページとなりますが、016省エネ・非化石転換補助金560万円は、権現の湯高压充電設備更新工事に係る補助金が一般社団法人を経由して交付されるため、諸収入への計上です。

34ページ下段、22款1項町債1目総務債、過疎対策事業債は、権現の湯高压充電設備更新工事及び地域情報通信設備更新事業等、公共施設等適正管理推進事業債は、役場庁舎トイレ改修事業、35ページ、3目衛生債は、じんかい収集車の更新、5目商工債は、御泉水自然園女神湖湿地帯遊歩道更新事業、女神湖畔遊歩道整備工事等であります。

6目土木債、緊急自然災害防止対策事業債は、町道各路線及び河川の整備修繕事業、7目消防債、災緊急防災・減災事業債は、消防積載車更新事業及び防災行政無線設備更新事業、8目教育債、教育総務債デジタル活用推進事業は、小中学校タブレット端末更新事業、中学校債は、プール塗装工事、社会教育債は風の子広場遊具リニューアル事業、総額で前年度比3,200万円減となる3億6,850万円を計上しました。

36ページからは歳出になります。1款1項1目議会費は、ペーパーレス会議システム導入事業として95万円ほか、議員手当、経常経費など前年度比55万1,000円の増額で計上いたしました。

37ページ下段から、2款総務費1項総務管理費です。1目一般管理費は、前年度比4,450万5,000円増の4億5,479万3,000円となります。一般管理費は、会計年度任用職員を含む職員給与費の増額、ペーパーレス会議システム導入事業、文書管理電子決済

システム負担金等です。

41ページ中段、2目財産管理費は14万円減の482万7,000円の計上です。3目財産管理費は、前年度比2,448万9,000円増の1億1,219万5,000円の計上です。

43ページ、010206庁舎管理経費で12020設計管理測量委託料及び114002庁舎改修工事費に庁舎トイレ洋式化の事業費を計上しています。

45ページ、5目企画費は、前年度比2,091万3,000円の増額、1億1,495万6,000円を計上いたしました。

010211企画一般経費、46ページの12001委託料484万円は、中央公民館施設整備基本計画策定等支援のための費用、112020設計管理測量委託料に基本設計等の費用として5,522万円を計上いたしました。

47ページ、010230移住定住推進経費では、お試し体験住宅の整備に係る費用65万円を計上しました。

50ページ、010234テレワーク推進事業経費に、一般社団法人立科町振興公社の運営負担金として400万円を、18011負担金に計上いたしました。

8目情報化推進費は、010216地域情報経費、07001講師謝礼等にデジタル推進の研修費用、14085工事請負費に地域情報通信設備更新費用を計上いたしました。

52ページ、010217電算管理経費、13001使用料は、ガバメントクラウド等で2,595万7,000円、13022リース料は、関係事務系無線LAN機器強硬化仮想基盤等で2,692万6,000円、18011負担金は、電算機関係共同化システムに係る費用など3,601万1,000円です。

53ページ、9目ふるさと寄附金事業費は、歳入でふるさと寄附金1億5,000万2,000円を見込み、07004記念品代5,000万円、13001ポータルサイト使用料等1,923万9,000円を計上し、前年度比1,346万4,000円の減額となる7,983万8,000円を計上いたしました。

54ページ、10目地域空間情報活用推進費は、12030業務委託料で5年に一度の空中写真の撮影をし、GISの更新を行います。

54ページ中段から57ページ、2項徴税費は、町税賦課徴収等に係る経常経費であり、56ページ中段、12002電算委託料では、固定資産税と軽自動車税の納税通知書の電子データ化を導入する経費を計上しました。

57ページ中段から59ページは、3項戸籍住民基本台帳費です。010231戸籍住民基本台帳費は、住民票等のコンビニでの交付手数料改定のためのシステム改修費用26万4,000円の計上など、3,473万5,000円を計上いたしました。

59ページ中段から、4項選挙費です。令和8年度は長野県知事選挙が執行されますので、60ページ、4目県知事選挙費に950万円を計上いたしました。また、令和9年4月に執行が予定されている町議会選挙及び長野県議会議員選挙の準備等に係る費用についても計上しております。

62ページ、5項統計調査費は、経済センサスに係る経費等65万7,000円を計上いたしました。6項監査委員費は、前年度並みの計上となります。

63ページ、7項1目コミュニティ施設管理運営費、010271権現の湯事業経費では、64ページ、10061修繕料に源泉水中モーターポンプの修繕費用、65ページ13022、リース料に節水システムの導入費用、14085工事請負費に高圧受電設備更新費用、17001備品購入費に、食器洗浄機及び冷凍冷蔵庫の更新費用を計上し、バイオマスボイラー設置工事が皆減となったため、前年度比1億4,523万3,000円の減額の1億3,830万1,000円を計上いたしました。

66ページ、010298ふるさと交流館管理経費は、経常経費を計上いたしました。

67ページ、中段からは、3款民生費です。1項1目社会福祉総務費010301社会福祉一般経費は、主に経常的なものですが、68ページ、18012佐久広域連合負担金で救護施設の公設法人移行期分担金166万4,000円を新規に計上、69ページ、27011国民健康保険特別会計繰出金は、5,830万6,000円の計上です。

010302社会福祉協議会関係経費は、社会福祉協議会に対する事業費及び人件費の補助金、010303老人福祉センター管理経費は、老人福祉センターの施設管理に必要な経常経費の計上です。

70ページ、2目障害者福祉費、72ページ、19001扶助費で障害者支援費などを見込み、2億4,801万3,000円を計上しました。

3目福祉医療費は、19001扶助費4,400万円など計上し、前年度比82万4,000円増の4,834万3,000円を計上いたしました。

73ページ、2項1目児童福祉総務費010321児童福祉関係経費では、児童手当の支給経費など1億824万4,000円を計上しました。

74ページ、2目子育て支援費010322児童館事業経費は、利用児童の安全管理のため来館管理システムの導入費用100万円など、前年度比512万6,000円増の1,836万8,000円を計上しました。

75ページ、010323子育て支援事業経費、19001出産祝金は、第1子目5万円、10人、第2子目30万円、13人、第3子目以降50万円、7人を見込み790万円、19002妊婦のための支援給付金は、出産子育て応援給付金として出産応援金を30人分、子育て応援金を30人分見込み、300万円を計上いたしました。

76ページから79ページまで、3目保育所費は、78ページ12030業務委託料のうち190万8,000円は、よりよい保育園環境を整備するため園内にW i - F i を導入し、79ページ、14085工事請負費191万9,000円は、防犯監視カメラの設置及び電話交換器設備の更新工事です。

80ページ、3項高齢者福祉費1目高齢者福祉総務費、010331高齢者福祉一般経費は、12001委託料で高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務として357万5,000円、18012佐久広域連合負担金に、佐久広域連合が運営する特別養護老人ホーム豊昇園、

塩名田苑の施設運営に係る負担金703万3,000円、法人設立に向け必要となる資金として446万6,000円を新たに計上するなど、5,319万3,000円を計上いたしました。

81ページ、010332後期高齢者医療経費では、広域連合への負担金と特別会計への繰出金010334介護保険経費には、特別会計への繰出金をそれぞれ計上いたしました。

82ページ、2目高齢者福祉事業費010337敬老の日事業経費は、19001扶助費に敬老祝金、米寿45人、白寿7人、100歳11人の該当者を見込み121万1,000円を計上いたしました。

83ページ、010377高齢者共同住宅事業経費は、10061修繕料に居室エアコン更新費用など110万円を計上しました。

84、85ページ、3目高齢者施設費は、高齢者生きがいセンター及び健康支援センター女神の管理に係る通常経費となります。

86から88ページ、4項人権政策推進費は経常経費です。

88ページ、下段から4款衛生費です。

90ページ、1項1目予防費010404成人老人保健事業経費では、12002電算委託料で制度改正に対応するための健康管理システム改修費用を計上、91ページ、12006健診・検診等委託料1,200万円は、特定健診、各種がん検診等に係る費用の計上です。010405予防接種事業経費、12006健診・検診等委託料にインフルエンザ等の予防接種費用3,800万円を計上いたしました。

92ページ、3目母子保健費では、母子保健事業経費655万7,000円を計上し、前年並みといたしました。4目環境衛生費も前年並みの計上となります。

94ページ、下段、2項1目ごみ処理費は、ごみ収集運搬に係る経費など経常的な経費に加え、96ページ、17085備品購入費では、平成23年に購入したじんかい収集車の更新費用2,294万4,000円、18013川西保健衛生施設組合負担金は、清掃センター解体撤去工事に伴う施工管理費負担金等3,992万2,000円を計上しております。

97ページ、2目し尿処理費は、し尿処理に係る一部事務組合負担金2,111万2,000円の計上です。

3目合併処理浄化槽整備事業費では、補助金2件を見込むなど101万6,000円を計上いたしました。

98ページから5款農林水産業費です。1項1目農業委員会費では、農業委員会運営に係る必要経費など644万7,000円を計上いたしました。

2目農業総務費、99ページ、010520地域おこし協力隊経費では、新規隊員3名分の必要経費1,698万9,000円を計上いたしました。

101ページ、3目農業振興費は、前年度比243万9,000円減の3,140万2,000円を計上しました。010505農業振興費、18021補助金に農業振興公社への補助金のほか、そば栽培振興事業など農業振興のための補助金2,058万6,000円を計上しております。

102ページ、4目畜産振興費18021、103ページになりますが、畜産農家支援対策補

助金75万円は、広域圏外の屠場への搬出運送経費を長短で引き続き補助するもので、うち152頭を計上見込んでおります。5目都市農村交流費は経常経費です。

105ページ、6目中山間地域振興費から9目農業再生事業費までは、経常経費となります。

106ページから2項林業費で、107ページ、010523松くい虫防除対策事業経費は2,208万4,000円の計上です。

3目森林造成事業費は、アタサカ地籍での皆伐事業の実施、令和7年度に皆伐した美和石地籍の植栽事業など、前年度比2,094万7,000増の5,796万円を計上いたしました。

108ページ、5目森林環境譲与税活用事業費では、森林経営管理制度移行調査、危険木伐採など、370万2,000円を計上しました。

109ページ、3項土地改良費は、県営かんがい排水事業負担金の減額により、前年度比1,959万4,000円減の2,390万5,000円の計上です。

110ページから16款商工費です。1項1目商工総務費2目商工振興費は、経常的な必要経費の計上です。

111ページ、3目地域交通対策費は、中仙道線運行事業定額タクシーチケット販売事業、地域公共交通活性化協議会補助金など、前年度比807万7,000円増の8,681万9,000円を計上いたしました。

112ページ、2項1目観光総務費は経常的な必要経費の計上ですが、114ページ、010625索道事業会計経費、索道事業特別会計繰出金は、起債償還に伴う交付税措置額として、一般会計に収入として索道事業分と財源不足分で前年度比3,363万6,000増の1億3,867万5,000円を計上いたしました。

115ページ、2目観光振興費は、信州たてしな観光協会への補助金など3,054万4,000円を計上しました。

3目観光施設費は、116ページ、12030業務委託料のうち、観光施設等環境整備250万円は、観光地沿線道路等の支障枝の伐採、117ページ、14085工事請負費は、辺地対策観光施設整備事業経費から今年度移行し、前年度に引き続き女神湖湿地帯遊歩道、御泉水自然園遊歩道更新工事のほか、女神湖外周道路のグリーンシーズン中の混雑緩和を目的とした遊歩道整備事業、蓼科園地への遊具接地など1億1,845万6,000円を計上いたしました。4目牧場費は経常経費です。

118ページから7款土木費です。1項1目土木総務費では、119ページ010702水道事業会計経費で、温井配水池の改築工事、敷地造成工事に伴う負担金として1億2,000万円の計上など、前年度比1億2,088万3,000円増の1億2,233万2,000円の計上です。

120ページ、2項1目道路維持費10061修繕料3,300万円、121ページ、14004修繕工事費8,000万円は、町道等修繕に係る地元要望等に対応するための経費です。

122ページ、3項河川費では、14007河川修繕工事費で、河川護岸等の整備及び河畔

林整備のための750万円を計上いたしました。

123ページ、4項2目住宅安全対策費、010743住宅安全対策経費では、12040調査委託料は、精密耐震診断10件、18021補助金は、耐震改修補助金1件を見込み、203万円の計上です。010745空き家対策事業経費では、空き家等対策計画改定のための経費など、503万3,000円を計上いたしました。

124ページ、5項下水道費は、川西保健衛生施設組合負担金6,635万2,000円のほか、下水道事業会計への補助金として1億7,114万7,000円を計上しました。

125ページ、8款1項1目非常備消防費は、消防団の運営経費です。

126ページ、2目常備消防費は、佐久広域連合負担金で、前年度比522万8,000円増の1億1,955万5,000円の計上です。

127ページ、3目消防施設費、17080備品購入費では、3分団の消防積載車更新費用等2,200万円を計上いたしました。4目防災費は2,759万3,000円の計上です。

18ページ、17085備品購入費では、防災行政無線の関連機器更新が必要となり、1,391万円を計上いたしました。

129ページから9款教育費です。

1項1目教育委員会費は経常経費です。

2目事務局費、130ページ、010903教育振興経費、132ページ、17001備品購入費に、令和2年度に購入した小中学校児童生徒・教師用タブレット更新費用4,001万7,000円を計上、18021補助金では、小学校開校50周年記念事業補助金として70万円を計上しました。

133ページ、010906立科町蓼科高応援事業経費1,218万円の計上は、給付型奨学資金給付金です。

134ページ、2項小学校費1目学校管理費は、前年度比269万4,000円の減となる5,472万4,000円の計上です。

136ページ、2目学校施設費は、149万9,000円増の908万1,000円の計上で、137ページ、14085工事請負費315万5,000円は、給食室塗装工事の計上です。3目学校給食費、10001消耗品費330万円は、給食の食器更新費用などを計上しております。

138ページ、3項中学校1目学校管理費は、前年度比1,012万円減の5,681万8,000円を計上いたしました。

140ページ、2目学校施設、141ページ、14085工事請負費2,062万3,000円は、プール塗装工事及びエレベーター改造に係る費用です。

142ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費は、姉妹都市であるオレゴン市との交流事業などにより498万5,000円増の628万円の計上です。

143ページ、2項公民館費は、茂田井公民館の建て替え等に伴う新築補助金の皆減により2,419万2,000円減の1,892万8,000円の計上です。

45ページの3目青少年育成費から148ページの6目放課後子ども教室推進事業費は、

前年並みの計上です。

149ページ、5項1目社会体育費は、前年並みの計上であり、2目体育施設費は、150ページ、14085工事請負費に体育センター駐車場区画線設置74万8,000円を計上しました。

151ページ、6項1目中央公民館管理費、17001備品購入費は、移動式エアコンの購入費用等146万3,000円を計上、152ページ、3目権現の杜公園管理費では、風の子広場リニューアル事業に係る経費を計上し、令和9年度にかけて事業を実施していく予定です。

153ページから10款災害復旧費は、災害時の応急的な復旧事業に要する経費を計上しました。

154ページ下段、11款公債費は、令和7年度末までの借入に係る元金及び利子の償還金を計上しました。

155ページ、12款予備費は2,000万円を計上しました。

156ページから164ページまでは、給与費の明細書を添付しております。

165ページは、債務負担行為に係る調書、166ページは、地方債に関する調書、167ページには、予算の目的別グラフを添付しました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第32 議案第30号～日程第34 議案第32号

**議長（今井英昭君）** 日程第32 議案第30号 令和8年度立科町国民健康保険特別会計予算についてから、日程第34 議案第32号 令和8年度立科町介護保険特別会計予算についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第30号 令和8年度立科町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和8年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を7億9,738万円とするものであり、前年度に比べ微増の内容となっております。

本日提出、立科町長。

2ページから4ページは、第1表歳入歳出予算、5ページ、6ページは、事項別明細書の総括となっております。

7ページをご覧ください。

歳入でございますが、1款国民健康保険税は、資産割率を年々引き下げること

わせまして他の税率の調整を図っておりますが、令和8年度からは新たに子ども・子育て支援金分を上乗せする形で拠出することになります。これらを踏まえた上で、被保険者の負担の増大を抑えるため、税率の合計では前年並みとなるよう調整を図っております。一般被保険者国民健康保険税は1億3,660万円、退職被保険者等国民健康保険税は対象者がおりませんので皆減です。

8ページ、4款1項1目保険給付費等交付金のうち、普通交付金では、出産育児一時金、葬祭費及び電算処理手数料を除く歳出予算2款の保険給付費に対し、県が納付金を財源に普通交付金として同額を交付するもので、5億7,522万円を計上しました。

同じく保険給付費等交付金のうち、特別交付金では1,512万円を計上しております。主なものは、市町村個々での保健事業等のインセンティブに対し、保険者努力支援分として交付されるもの、特定健診に係る事業費の国県負担分として交付されるものとなっております。

9ページをご覧ください。

6款1項1目一般会計繰入金では5,830万6,000円を見込んでおります。主な内容は、国保会計で実施する保健事業経費や保険税軽減分に係る保険基盤安定事業分等の繰入れでございます。

2項基金繰入金につきましては、歳出における保健事業費納付金の推計から、基金から1,000万円を繰り入れるものであり、これにより令和8年度末基金残高は約8,000万円となる見込みです。

7款繰越金は、151万6,000円を計上しました。

8款諸収入では、不当利得等の返還金等を雑入で計上しております。

続いて、12ページからは歳出となります。

1款総務費1項総務管理費は、国保事業における経常的な経費となり、599万8,000円を計上しております。各種電算処理の手数料やレセプト点検委託料、電算基幹系共同化システム負担金などが主な内容となります。

2項徴税费は、賦課徴収に係る経常的な経費ではありますが、主なものとして、本算定賦課処理料等の電算委託料を計上しております。

12ページ下段から2款の保険給付費につきましては、前年度の実績見込みなどから算出をしております。

1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費では、5億円を計上しております。

2目一般被保険者療養費は、300万円を計上しています。

13ページ、3目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会への審査等に係る手数料として194万1,000円を計上いたしました。

2項高額療養費につきましては、これまでの実績見込みなどから、1目一般被保険者高額療養費では7,000万円を計上し、2目一般被保険者高額介護合算療養費は25万円を計上しています。

14ページ下段、4項出産育児諸費では5件分250万2,000円、5項葬祭費は20件分100万円を計上しています。

2款全体では、前年度比38万3,000円減の5億7,874万3,000円を計上しております。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、県への納付金制度により、医療費水準や被保険者数等を鑑み、その納付金額は県から示されている額となります。

1項医療給付費分として1億1,565万4,000円、2項後期高齢者支援金等分で4,961万6,000円、3項介護納付金分として1,636万5,000円、加えて、新たに納付が始まる子ども・子育て支援納付金分489万4,000円であり、納付金合計では前年度比52万9,000円増となる1億8,652万9,000円となります。

4款保健事業費は、前年比121万1,000円減の1,835万3,000円を計上しました。このうち、1項特定健康診査等事業費では、特定健診及び保健指導を推進するため1,644万2,000円を計上しており、主なものは、会計年度任用職員の報酬等と特定健診及び国保ヘルスアップ事業などの委託料となります。

18ページ、2項保健事業費は、被保険者の健康保持増進のための経費となります。191万1,000円を計上しており、主なものは、人間ドック補助金196万3,000円などとなります。

19ページ、6款諸支出金では、保険税還付金のほか、過年度における納付金の精算分を返還金として計上しました。

20ページ以降は、給与費明細書です。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号 令和8年度立科町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本会計は、県の広域連合が算定した保険料を賦課徴収し、広域連合に納付する会計となっております。保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直しがされており、加えて、令和8年度からは、子ども・子育て支援金分を新たに賦課・納付することとなりました。

それでは、1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,135万円とするものであり、前年度比1,979万円、17.7%の増額となっております。

本日提出、立科町長。

2ページ、3ページは、第1表歳入歳出予算、4ページは、事項別明細書の総括になります。

5ページをご覧ください。

歳入から主な内容につきまして説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料ですが、広域連合の算定により、1目特別徴収保険料、

2目普通徴収保険料、合計で9,870万8,000円と見込みました。

3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は、保険証送付や保険料徴収に係る事務的経費、2目保険基盤安定繰入金は、所得に応じた保険料の軽減分に係るものとして、一般会計からの繰入金を合計3,258万3,000円見込みました。

6ページ、4款繰越金は、5万4,000円を計上しました。

5款諸収入は、雑入などを計上しております。

次に、8ページ、歳出であります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、98万6,000円を計上しました。こちらは、消耗品、郵送料、電算基幹系共同システム負担金などの経常的な事務経費が主となります。

2項徴収費は、徴収経費として、納入通知書等消耗品費、郵送料等、経常的な事務経費となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から納付されました保険料と一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金を県の広域連合に納付するもので、前年比1,923万9,000円増の1億2,954万5,000円です。

3款諸支出金は、所得更正などに係る保険料の還付金として5万円を計上しました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第32号 令和8年度立科町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を9億2,100万円とするものであり、前年度比3,100万円、3.3%の減とする予算であります。

本日提出、立科町長。

2ページから5ページは、第1表の歳入と歳出、6ページ、7ページは、事項別明細書の総括です。

8ページをご覧ください。

歳入からになります。

1款保険料は、前年度比398万2,000円増の1億9,758万2,000円を計上しました。

9ページ、4款1項国庫負担金では、居宅介護給付費及び施設介護給付費見込額に対し、国の負担割合に基づき1億4,826万7,000円を計上しました。

4款2項国庫補助金1目調整交付金では、介護給付費見込総額に対する国の負担割合に基づき4,549万9,000円を計上し、2目では、総合事業分の介護予防事業交付金を、3目では、総合事業以外の地域支援事業分として包括的支援事業・任意事業交付金をそれぞれ国の負担割合に基づき計上いたしました。

10ページをご覧ください。

5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金では、国庫負担金と同様に、介護給

付費見込総額に対する負担割合に基づき 2億2,934万6,000円を、2目地域支援事業交付金では、介護予防事業・総合事業に要する経費に対する負担割合に基づき896万8,000円を計上いたしました。

6款県支出金1項1目介護給付費負担金2目総合事業分の地域支援事業交付金及び3目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましても、県の負担割合に基づき、合計で1億3,580万2,000円を計上しました。

11ページ、8款繰入金1項一般会計繰入金のうち、1目介護給付費繰入金、4目総合事業分の地域支援事業交付金、5目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましては、負担割合に基づき計上し、2目その他一般会計繰入金は、介護給付費以外に関わる事務的な経費に係る繰入金を、3目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険条例第2条第2項に規定する第1段階は241人、第2段階は228人、第3段階は280人の低所得者軽減分を見込み、一般会計繰入金合計では1億3,496万9,000円を計上しました。

次に、12ページになります。

2項基金繰入金は、令和6年度決算時点で基金を1億6,300万円程度保有しておりますが、令和8年度では300万円の繰入れを計上いたしました。

9款繰越金では、前年度繰越金として53万円を見込みました。

13ページ、10款諸収入3項地域支援事業利用者負担金として、配食サービス等各種サービスに係る利用者負担金を152万9,000円計上いたしました。

続きまして、14ページ、歳出になります。

1款総務費1項総務管理費は、介護保険の事務的経費であり、用紙や封筒などの消耗品、各種システム改修等に係る電算委託料及び電算基幹系共同化システム負担金などを計上しております。

2項徴収費は、保険料徴収に係る経費であり、通知などの郵送料等が主となります。

15ページ、3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費は、佐久広域連合介護認定審査会への負担金、2目認定調査費は、認定調査に係る経費であり、11節役務料の手数料として主治医意見書作成料などが主なものです。

4項地域包括支援センター費は、センター業務に係る電算基幹系共同化システム負担金などが主なものです。

16ページ、2款保険給付費1項介護サービス給付費では、居宅介護、特例居宅介護、施設介護、特例施設介護等、各サービス給付費及び各種介護サービス計画費等で、国民健康保険団体連合会への負担金として7億6,872万3,000円を計上し、補助金260万円は、居宅介護福祉用具購入費補助金として80万円、住宅改修費として180万円を計上いたしました。

17ページ、2項介護予防サービス給付費では、要支援者に対する各種居宅予防サービス給付費及びサービス計画費で、国民健康保険団体連合会への負担金として1,720万6,000円を、補助金200万円のうち、福祉用具購入費補助金として60万円、住宅改修

費として180万円を計上いたしました。

3項その他諸費は、介護給付費に係る審査支払手数料で69万6,000円を計上しました。

18ページ、4項高額介護サービス費では、これまでの実績により2,001万円を見込みました。

19ページ、5項特定入所者介護サービス費は、主に施設入所されている低所得者に対する食費・居住費に係る補足給付費として3,515万2,000円を計上しました。

20ページ、6項高額医療合算介護サービス費は、医療と介護の自己負担額の合計が算定基準額を超過した場合に、医療・介護それぞれ案分により支給されるもので、264万円を計上しました。

21ページ、3款地域支援事業費1項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費では、地域包括支援センターの職員1名分の人件費が主なものです。

2目任意事業費では、7節報償費で成年後見人等報酬、12節委託料では配食サービス事業が主なものになります。

3目在宅医療・介護連携推進事業費は、小諸・北佐久の医師会と連携し、医療機関・事業者をつなぐ在宅医療・介護連携システムの運営に係る負担金として90万6,000円を計上いたしました。

22ページ、4目生活支援体制整備事業費では、生活支援コーディネーターとして会計年度任用職員の報酬等のほか、地域支援づくり推進会議の運営経費が主なものであり、合計で386万1,000円を計上しました。

23ページ、5目認知症総合支援事業費は、認知症サポーター等の養成に関する経費及び認知症初期集中支援チームに係る経費が主なものであります。

2項介護予防・生活支援サービス事業費では、12節委託料で各種サービスB及びサービスCに係るものを64万1,000円、18節負担金で総合事業の現行相当サービス及び各種サービスAに係る国保連合会への負担金をこれまでの実績などから3,080万円見込みました。

24ページ、3項一般介護予防事業費は、主に各種介護予防講座等に係る講師謝金、介護予防ポイント事業経費、健康教室等運営委託料など、計146万5,000円を計上しました。

25ページ、5款諸支出金は、保険料還付金等です。

26ページ以降は、給与費明細書です。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（今井英昭君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

なお、この後、3時55分より、広報広聴委員会を第1委員会室で開催しますので、

委員は参集願います。お疲れさまでした。

(午後 3 時43分 散会)